

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026 年 5 月 26 日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県宇部市大字西沖の山字西沖13番地3	
氏 名 太陽石油株式会社 山口事業所	
山口事業所長 済川 信隆	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0836-41-4154	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	太陽石油株式会社 山口事業所
事業場の所在地	山口県宇部市大字西沖の山字西沖13番地3
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業 ※スチレンモノマー製造事業終了
②事業の規模	0円 ※スチレンモノマー製造事業終了
③従業員数	38名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	山口事業所ではスチレンモノマー製造事業を終了し、新規事業への事業転換のため、不要となったタンク残油や添加剤等の副原料を産業廃棄物として処理を委託している。 発生した産業廃棄物は、中間処理会社にて減量化又は再資源化処理を行い、残渣は埋立処分を行っている。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) <pre> graph TD A[特別管理産業廃棄物管理責任者 (環境安全部長)] --> B[業務部長] A --> C[総務部長] B --> D[業務兼工務グループ長] </pre>			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2 のとおり	別紙2-2 のとおり
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ スチレンモノマー製造事業終了前は、使用した媒体を再生して利用することや、副生成物を有効に活用することなどで、特別管理産業廃棄物の排出量を抑える取り組みを実施してきた。2022年12月に事業終了に伴い不要となった触媒や残油等の処理を行っていた為、その間は一時的に排出量が増加した。特にエチルベンゼン（DNP溶解液）は2023年11月～2026年1月まで処理に期間を要した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2 のとおり	別紙2-2 のとおり
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 2025年度：残油等の処理が完了。 ・ 今後も産業廃棄物を排出する際には、これまで通り再資源化等を行い、最終処分量の抑制に努める。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 法に従い分別を実施している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 前年同様		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2 のとおり	別紙2-2 のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・発生した産業廃棄物は、中間処理会社にて減量化又は再資源化処理を行い、残渣は埋立処分を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2 のとおり	別紙2-2 のとおり
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・発生した産業廃棄物は、中間処理会社にて減量化又は再資源化処理を行い、残渣は埋立処分を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1, 1 9 2 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・特別管理産業廃棄物の処理については、今後も継続して電子マニフェストを使用する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	太陽石油株式会社	所在地(市町名)	宇部市	事業の種類	製造業
-------------	----------	----------	-----	-------	-----

(単位:トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	1,190.1	1.0									1,190.1	1.0	1,190.1	1.0	606.6				583.5	1.0
	廃酸	0.1	0.0									0.1	0.0	0.1	0.0	0.0				0.1	0.0
	廃アルカリ																				
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石綿等		0.1										0.1		0.1						0.1
	有害産業廃棄物	2.1	0.0									2.1	0.0	0.5	0.0	0.0				0.5	0.0
	計 (B)	1,192.3	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,192.3	1.1	1,190.7	1.1	606.6	0.0	0.0	0.0	584.1	1.1